

佐 監 公 示 第 3 3 号

令和 7 年 2 月 1 9 日

令和 7 年度掃海艇「うくしま」引揚の契約希望者募集要項（公募）

令和 7 年度掃海艇「うくしま」引揚の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

分任支出負担行為担当官等

佐世保地方総監部契約課長

記

1 調達品目

掃海艇「うくしま」引揚

2 調達予定時期

令和 7 年度 4 月～ 9 月

3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

- （3）防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

- （4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者

- （5）令和 0 4 ・ 0 5 ・ 0 6 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）、「役務の提供等」に係る九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者

- （6）福岡県宗像市大島北部の海底にある掃海艇「うくしま」引揚及び佐世保港への海上輸送並びに岸壁への陸揚に必要な人員、機材等を確保できること。

ア 掃海艇「うくしま」の諸元

長さ：5 4 . 0 m、幅：9 . 4 m、深さ：4 . 2 m、排水量 5 1 0 トン、
水中重量：4 8 6 t（満載時）、材質：木製、状態：上部構造物、後部甲

板焼失、転覆

イ 位 置

船首：33-54.974N、130-23.552E、船尾：33-54.993N、130-23.579E、水深：
約：50m、底質：砂

ウ 必要な機材等

次に示す機材またはこれらに代わる機材、技術を確保できること。

(ア) 船体への玉掛作業：潜水母船（潜水員）、旋回クレーン船

(イ) 船体引揚及び陸揚作業：起重機船

(ウ) 船体収容及び輸送作業：フローティングドック

(エ) 海底残置物及び落下物の回収：ROV、潜水母船（潜水員）

(7) 当該作業に関し、必要な次の体制を有すること

ア 当該作業に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。

イ 当該作業に関係する関連会社等と十分な連携体制がとれること。

ウ 労働法規に適合した安全管理体制を有すること。

エ 安全管理及び工程管理に係る担当者を有すること。

(8) 下請企業への一部業務委託

当該作業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、前各号の項目を満たすことを証明できること。

(9) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

4 参加表明

応募する者は、別紙に示す「参加表明書」及び本項第1号～第3号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 資格審査結果通知書（写し）

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

(3) 誓約書、証明書、保証書その他前項第9号を証する書類

5 技術資料の提出

(1) 過去5年間ににおける同等又は類似の作業実績（実績がない場合は省略可）

(2) 前項の希望条件を満たすこと及び体制等を証明できる資料

ア 人員、機材等の能力、諸元等がわかる資料

イ 体 制

(ア) 技術連携等

(イ) 人員構成（管理部門、技術部門の職制及び人員規模、経験年数等）

(ウ) 安全管理体制（安全管理に関する規則類等）

(3) 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧、委託する業務によっては、前項に規定する設備及び体制等を証明できる書類を添付する。

(4) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

6 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒857-8567

長崎県佐世保市平瀬町18番地

0956-23-7111（内線3252）

(2) 提出期間

令和7年2月19日（水）～令和7年3月19日（水）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達が既済となっている可能性がある。

7 技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合、迅速に対応する体制を整えておくこと。

8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

9 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てすることができる。
 - ア 窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係
 - イ 時間：土、日及び祝日を除く、毎日午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までの時間を除く時間とする。
- (2) 分任支出負担行為担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

(記 入 例)

令和〇年〇〇月〇〇日

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長 殿

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇 印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号 (日付)

佐監公示第〇号 (令和〇年〇月〇日)

調達予定品目

掃海艇「うくしま」引揚

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格の写し)
2 決算報告書 (写し)
3 誓約書
4 技術資料 (佐監公示第〇号 (〇〇. 〇〇. 〇〇) の提出時から今回までの間、変更等がないため、提出を省略します。)

※参加表明書、技術資料 各2部提出

資格審査結果通知書、決算報告書等、誓約書 各1部提出